

文教民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和5年(2023年)12月21日

宇部市議会議長 山下節子様

文教民生委員長 鴻池博之

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第99号	宇部市体育施設条例中一部改正の件	原案可決	恩田スポーツパーク整備事業の実施による恩田運動公園の体育施設の廃止、改修及び新設に伴い、利用料金に係る規定の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第100号	宇部市婦人相談員設置条例中一部改正の件	原案可決	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び売春防止法の一部改正等に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第101号	宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件	原案可決	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、スマートフォンを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするための規定を追加するとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第103号	宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市体育施設（宇部市楠若者センターほか3施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第104号	宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市渡辺翁記念会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第105号	宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第106号	宇部市総合福祉会館に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市総合福祉会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第107号	宇部市多世代ふれあいセンターに係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市多世代ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第108号	宇部市障害者生活支援センターに係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市障害者生活支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第112号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	原案可決	国民健康保険法施行令、地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。